

ホームレス対策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（令和6年～令和10年）の策定及びホームレスの自立の支援等に関する施策に係る検討を行うため、ホームレス対策検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、関係部長、関係課長を構成員とし、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会議の議長は福祉局生活福祉部生活困窮者自立支援室長の職にある者をもって充てる。

3 議長は必要と認めるときは、会議に部会を置くことができる。

4 議長は、会議の構成員から部会長を指名し、部会の構成員は部会長が選任する。

(職務)

第3条 議長は会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 部会長は、部会が所管する事務を管理する。

(会議の開催)

第4条 会議の開催は、議長が構成員を招集して行う。

2 議長は必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

3 前2項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、福祉局生活福祉部自立支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

(別表 第2条関係)

部長	福祉局生活福祉部生活困窮者自立支援室長（議長）
課長	福祉局生活福祉部自立支援課長
	福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長
	都市整備局企画部安心居住課長
	市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課長
	西成区役所総合企画課長